

知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

<2016年10月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

韓国弁理士 金 成鎬

10月には、今年から特許侵害訴訟の第2審と審決取消訴訟の管轄が集中された韓国の特許法院が、日本語と英語の審理マニュアルを発刊したこととその背景を紹介する記事を扱う。そして、韓国特許法院が、日本の知財高裁の大合意に該当する特別裁判部を設けて審理を開示したことに関する記事を紹介する。韓国では、2016年から、特許法院の管轄に大きな変化があったが、新たな制度が動き出したばかりなので、韓国での新たな特許裁判手続き理解するのに参考になると思われる。なお、韓国でも最近話題になっているフィンテック (FinTech) ブームと、韓国企業の関連特許活動を紹介する記事を扱う。

10月5日付世界日報によると、韓国の特許法院は、国際裁判所の導入のための第一歩として、英語と日本語の外国語審理マニュアルを作成し、10月5日に公開した。従来、外国語に翻訳した民事訴訟規則、刑事訴訟規則などはあったが、特許などの知的財産分野の訴訟に関する外国語審理マニュアルの制作は今回が初めてである。特許法院は、今後は審決取消訴訟審理に関する外国語のマニュアルも作成する予定であり、国際裁判所の導入に備えて、国際裁判所事件の審理も準備中だ。このように、特許法院が外国語のマニュアルに関心を示すのは、外国人が当事者である事件が2014~2015年に全体の29.7%になるほど割合が高いからである。この期間、外国人が当事者である事件529件のうち、49.7%である263件がアメリカ人や日本人が当事者である事件であったことが明らかになった。特許法院の関係者は、「特許裁判手続に対する審理マニュアルの英語・日本語版の公開は、外国人が韓国の特許裁判手続に簡単にアクセスできるようにすることにより、ますます増加するグローバル特許訴訟で、韓国特許法院を選択するように誘引することができる」と説明した。外国語審理マニュアルの公開は、国際裁判所を導入することにより、アジアの特許中心裁判所として位置づける特許法院のビジョンとも関連がある。アジアでは、韓国が1998年に特許法院を設立して以来、2005年に日本、2008年に台湾、2014年に中国・ロシアが、各知的財産権 (IP) 専門裁判所を設立し、日

本と中国は、自国のIP裁判所の広報に熱を上げている。韓国特許法院は、「外国语弁論を可能にする国際裁判所の導入時に、国際裁判所における裁判手続きの外国语マニュアルが必ず必要だ」とし、「特許裁判の外国语審理マニュアル公開は、韓国特許法院の国際的地位を強化し、跳躍のための最初の一歩になるだろう」と明らかにした。韓国特許法院は、外国语の審理マニュアル公開を韓国特許法院の裁判の国際的な信頼性の向上とアジアの特許中心裁判所としての跳躍をなす契機にする方針だ。

韓国特許法院の日本語マニュアルのリンク先は、下記の通りである。

(<http://patent.scourt.go.kr/dcboard/new/DcNewsViewAction.work?seqnum=610&gubun=41>)

10月21日付法律新聞によると、韓国特許法院の特別裁判部がついに最初の事件審理に出た。高等裁判長級の特許法院長と高等部長判事2人など、経験豊富な裁判官で構成された特別裁判部は、統一的な法解釈の基準を提示して紛争を迅速に解決するために、昨年3月に設けられた。主に、先例がなく社会的影響が大きい事件や、既存の法理や実務慣行が交錯する事件などの重要事件を審理する。特許法院の特別裁判部は17日、医薬品特許権の存続期間延長に関する二つの事件の最初の期日を開いた。特別裁判部は、特許法院長を裁判長に、特許1~4部の裁判長である4人の部長判事を陪席判事として構成されるが、事件が特別裁判部に付託されると、その事件の既存の裁判部裁判長とその代理部裁判長とが陪席判事となる。最初の事件である亞洲 (アジュ) 薬品とナビファームが抗凝固剤であるイグザレルト錠の特許権を持つドイツ系製薬会社バイエル・インテレクチュアル・プロパティ (有) を相手に出した存続期間延長無効審決取消訴訟 (事件番号:2016ホ21など) では、特許4部の部長判事と特許5部の部長判事が陪席として参加した。続いて行われた韓和 (ハンファ) 製薬とイントロファームテクなどの製薬会社4社が、糖尿病治療薬であるスーグラ錠の特許権を有するアステラス製薬 (株) を相手にした訴訟 (事件番号:2016ホ4498など) では、特許2部の部長

判事と特許3部の部長判事が陪席判事を務めた。医薬品特許権の存続期間延長制度とは、医薬品の既存の特許権の存続期間を最大5年まで延長する制度をいう。医薬品は、人体に直接影響を与える製品の特性上、食品医薬品安全処の許可や登録手続きを完了する必要があるが、このような手続きにより、医薬品の特許権者が特許権を取得しても、特許権行使することができる期間が減る不利な面があって、これを補完するための制度である。特別裁判部は、裁判所内の実務研究会などを通じて回付された事件に対する裁判官の意見を幅広く聞き、結論を出す際に参考にする方針だ。米国の連邦巡回控訴裁判所(CAFC)は全員合議体を、日本の知的財産高等裁判所は大合議部を介して重要な事件に対して全体裁判官の意見を集める制度を実行している。特許法院の関係者は、「特許法院は、初めて医薬品の存続期間延長期間の算定基準を立てるための重要事件を特別裁判部に付託して全体の裁判官の意見を集めることにした」とし、「今後も特許法院は、先例がなく社会的波及効果が大きな重要事件や、既存の法理や実務慣行が分かれている事件を特別裁判部に付託して慎重に審理することにより、迅速かつ統一的な紛争解決を図る計画だ」と語った。

10月28日付ニューデイリーによると、FinTech(フィンテック)ブームが吹き荒れた後、銀行圏で特許競争が再点火している。ウリ銀行とハナメンバースとして業界の注目を受けているウリ銀行とKEBハナ銀行が最も積極的であることが分かった。

27日、韓国特許庁によると、昨年末から今年9月までの特許出願件数は、ウリ銀行が合計47件と最も多かった。KEBハナ銀行が33件とその後に続いた。ウリ銀行の特許担当者は、「FinTechを金融サービスに取り入れるときにIT企業と協力するにあたり、技術紛争が発生することがある」とし、「独自に開発した商品やサービスを保護し、専門性の確保にも役立つため、特許出願に関心を持っている」と説明した。KEBハナ銀行も、FinTech領域強化の次元で新しいサービスを開発するときに、特許出願を積極的に検討していることが分かった。ある銀行が新しいサービスを開発すると競合銀行が同様のサービスを相次いで出す銀行圏において、特許権を切り札として使用することができるからである。実際には、銀行圏の特許競争は、他の商業分野より激しい方ではない。しかし、今後、差別化されたモバイル金融サービスを提供するためには、ITと金融の融合した新たな技術が必要だという雰囲気だ。モバイル専門銀行や統合メンバーシップなど、新しい金融サービスの開始後、間もなく競合銀行が雨後の筍のように同様のサービスを出して、金融消費者の疲労度を加重させることも問題点として挙げられている。一方で、特許強者と呼ばれた新韓銀行の出願件数は、昨年19件、今年3件に過ぎなかった。過去には、弁理士を迎えて、約1,000件以上の特許出願を申請してきたが、2009年以降は量より質の成長を追求する方向に戦略を変えたのである。

《訴訟関係》

- ▲10月5日、韓国の食品医薬品安全処によると、許可特許連携制度による販売禁止申請は、9月12日基準で合計11件が受け付けられた。SKケミカルなど11の製薬会社が、45の製薬会社61品目を相手に提起した権利救済申請だった。(6日 デイ)
- ▲ソウル高等裁判所第5民事部は6日、韓国リリーが韓美薬品を相手に提起した損害賠償請求訴訟で、原告の控訴を棄却した。韓国リリーは、韓美薬品が統合失調症治療剤「ジプレキサ(Zyprexa)」の特許を侵害してジェネリック薬物を販売した結果、薬価の値下げによる損害を被ったとし、約15億ウォンの損害賠償を請求していた。(7日 デイ)
- ▲LG電子が、ドイツ家電メーカーのミレー(Miele)に、自社の特許技術を無断で使用しないようにという内容の書簡を送ったと25日明らかにした。LG電子は、10月末までに事実関係を確認して公式に答弁することを要請し、もし合意が円満に進まない場合、特許訴訟など法的措置も検討するとの立場だ。(26日 東亜)

《立法》

- ▲韓国の特許法院は、国際裁判所の導入のための第一歩として、英語と日本語の外国語審理マニュアルを作成し、10月5日に公開した。(5日 世界)
- ▲韓国特許法院の特別裁判部がついに最初の事件審理に出た。高等裁判長級の特許法院長と高等部長判事2人など、経験豊富な裁判官で構成された特別裁判部は、統一的な法解釈の基準を提示して紛争を迅速に解決するために、昨年3月に設けられた。(21日 法律)

《行 政》

- ▲韓国特許庁とアラブ首長国連邦（UAE）の経済部は4日（現地時間）、スイスのジェノバで「韓-UAE 知財権分野高位級会談」を持って、韓国がUAEに、特許審査の組織樹立のための戦略コンサルティングを提供することで合意した。（5日 連合）
- ▲韓国の特許管理専門会社である「インテレクチュアル・ディスカバリー（ID）」の社長が結局辞任した。IDは、国際特許紛争において韓国国内企業を保護して知的財産ビジネスモデルを提供するため、2010年民官合同で設立された国内1号の知的財産専門企業だ。IDは、2011年から政府出捐金を受けて国内企業の特許を直接買入れるなどの投資をしたが、5年間で約406億ウォンの赤字を記録したことが分かった。（25日 毎経）
- ▲国内最大の民間知的財産（IP）団体である韓国知識財産協会（KINPA）の会長に就任したオ・ジョンファン会長（LGディスプレイ常務）の目標は、「諮問委員会を立ち上げて会員社を増やしていく。」だ。初の「民選」代表であるオ会長は、就任の感想として「うれしい、光栄」と短く述べた後、今後、KINPAの外回りを拡大させ、組織的なIPユーザグループとして生まれ変わるように尽力すると明らかにした。（26日 電子）

《その他》

- ▲韓国の中小企業中央会と韓国知識財産戦略院は4日、ソウル市ヨイドの中企中央会において、中小企業知的財産活用戦略と分析情報提供支援のための業務協約を締結し、知識財産戦略院が保有している300万件に及ぶ全世界の特許のビッグデータを活用・分析することを通じて、中小企業カスタマイズ型の特許情報提供に乗り出すことで合意した。（5日 亜経）
- ▲10月5日、韓国国会未来創造科学放送通信委員会の議員が未来創造科学部から提出された国政監査資料によると、未来部傘下の25の政府出捐研究機関が保有している特許は、全部で4万1,026件と集計された。しかし、このうちの34.4%である1万4,126件のみが活用され、残りは活用されていないことが分かった。（6日 連合）
- ▲10月19日、業界によると、韓国の未来創造科学部と情報通信産業振興院（NIPA）は、ソフトウェア（SW）とデジタルコンテンツ（DC）分野において、独創的で事業化が可能な技術やアイディアを企業価値として評価し、投資や貸付が可能な「知的財産権（IP）評価保証」制度を導入する。（20日 ア経）
- ▲韓国知識財産学会は、来る11月4日、「知的財産権の現在と未来」というテーマで、学会50周年記念学術大会を開く。今回のイベントでは、中山信弘東京大名誉教授が基調講演をする。（25日 ソ経）
- ▲韓国の未来創造科学部は来る28日、ソウルのコエックス（KOEX）において、国家ICT研究開発（R&D）を通じて出捐（研）と大学が確保した特許・技術を中小企業に紹介する「2016ICT R&D」有望特許・技術移転説明会を開催し、特許・技術説明および移転相談等を進めると明らかにした。（27日 亜経）
- ▲フィンテック（FinTech）ブームが吹き荒れた後、銀行圏で特許競争が再点火している。ウリバンクとハナメンバースとして業界の注目を受けているウリ銀行とKEBハナ銀行が最も積極的であることが分かった。27日、韓国特許庁によると、昨年末から今年9月までの特許出願件数は、ウリ銀行が合計47件と最も多かった。KEBハナ銀行が33件とその後に続いた。（28日 ニュデイ）

※媒体の正式名称（発行社）

朝鮮：朝鮮日報（朝鮮日報社）、東亞：東亞日報（東亞日報社）、中央：中央日報（中央日報社）、京郷：京郷新聞（京郷新聞社）、ハン：ハンギョレ新聞（ハンギョレ新聞社）、国民：国民日報（国民日報社）、韓国：韓国日報（韓国日報社）、世界：世界日報（世界日報社）、毎経：毎日経済新聞（毎日経済新聞社）、韓経：韓国経済新聞（韓国経済新聞社）、ソ経：ソウル経済新聞（ソウル経済新聞社）、ア経：アジア経済新聞（アジア・メディア・グループ）、亜経：亜洲経済新聞（亜洲ニュースコーポレーション）、電子：電子新聞（電子新聞社）、ファ：ファイナンシャルニュース（ファイナンシャルニュース新聞社）、マネ：マネートゥディ（マネートゥディ社）、デジ：デジタルタイムス（文化日報社）、連合：連合ニュース（連合ニュース社）、デイ：デイリーパム（デイリーパム社）、法律：法律新聞（法律新聞社）、ニュデイ：ニューデイリー（ニューデイリー社）